

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日の翌日に休む)

## 目次

- ◆ 告 示 新たに生じた土地の確認  
字の区域の変更  
種番証明書の交付  
木材業者及び製材業者の登録の取消し  
旧慣使用林野整備計画の認可  
保安林の指定の解除  
解除予定の保安林  
土地改良事業計画等の適否の決定  
土地改良事業計画の適否の決定(三件)  
土地改良事業の認可  
鳥取県指定金融機関等の店舗の名称等の一部改正

## 告 示

鳥取県告示第九百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、羽合町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置(昭和五十一年九月二十四日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

羽合町大字上浅津字二ノ屋敷二二三の八及び大字上浅津字中島二〇四の六地先

四一五・四平方メートル

### 鳥取県告示第九百七十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、羽合町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和五十一年九月二十四日現在の地番による。)

大字上浅津字二ノ屋敷

羽合町大字上浅津字二ノ屋敷の全域並びに字二ノ屋敷二二三の八及び大字上浅津字中島二〇四の六地先四一五・四平方メートル

鳥取県告示第九百七十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

種畜証明書番号	名 前	品 種	生 年 月 日	産 地	血 統	級 別	飼養者の住所及び氏名
昭和五一鳥取県臨第一四号	パインチャージアービーマン	ホルスタイン種	昭和五〇・七・二〇	東伯郡赤碓町	ロイブルツクチャージアー	母	東伯郡赤碓町鳥取県種畜場

鳥取県告示第九百七十七号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次の木材業者及び製材業者の登録を取り消したので、同条例同条第三項において準用する同条例第六条第

木材業者

登録番号

米本第七八号

登録年月日

昭和五十一年四月一日

住 所

米子市富士見町二丁目一六〇

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名

新興林産有限公司 徳 本 長 松

登録の取消しの理由

死 亡

製材業者

登録番号

米製第六〇号

登録年月日

昭和五十一年四月一日

住 所

米子市富士見町二丁目一六〇

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名

新興林産有限公司 徳 本 長 松

登録の取消しの理由

死 亡

鳥取県告示第九百七十八号

三朝町長から申請のあつた福本家ノ向地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十二月三日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

示す。

昭和五十一年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十一年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡名和町大字御来屋字東河原四〇の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

保健衛生施設用地とするため

鳥取県告示第九百八十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字篠坂字長途四七一の四から四七一の六まで

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

鉄道用地とするため

鳥取県告示第九百八十一号

昭和五十一年七月二十二日付けで岩美郡国府町大字町屋三九七番地二国府町果実農業協同組合長武田實から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき、審査した結果これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第

八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月十一日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十二号

昭和五十一年十月七日付けで大山町から申請のあつた土地改良（中高地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月十一日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十三号

昭和五十一年十月十八日付けで河原町から申請のあつた土地改良(神馬地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月十一日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十四号

昭和五十一年十月十八日付けで河原町から申請のあつた土地改良(前田地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十二月十一日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十五号

郡家町から申請のあつた町営土地改良(山田地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百八十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十一年十二月十三日から施行する。

昭和五十一年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

西伯支店 西伯郡西伯町

法勝寺 鳥取県賀祥ダム建設事務所

を

西伯支店 西伯郡西伯町法勝  
境港支店 境港市湊町

寺 鳥取県賀祥ダム建設事務所

に、「境支店」を「境本町支店」に改

め、第三号の表の株式会社鳥取銀行の境港支店の項、株式会社扶桑相互銀行の境支店の項、米子信用金庫の境支店の項及び株式会社松江相互銀行の境支店の項中「株式会社山陰合同銀行境支店」を「株式会社山陰合同銀行境本町支店」に改め、同表の渡農業協同組合の項、上道農業協同組合の項及び余子農業協同組合の項中「境支店」を「境本町支店」に改める。